

保育等従事者慰労金について

コロナ禍において、社会機能維持のため、本年度、幼児教育・保育及び放課後児童クラブの運営に尽力された方々に対し、慰労金を給付します。

- 1 **目的** 本年度、新型コロナウイルス感染症が拡大している中であっても、社会機能維持のために閉所することなく、三密対策、感染対策に気を配りつつ、自らの感染リスクも抱えながら、利用児童の預かりに尽力された方々の御労苦に対し、慰労金を給付し感謝の意を表するものです。
- 2 **給付金額** 対象者1人につき1万円
- 3 **対象者** 約1,500人
- 4 **事業費総額** 16,000千円
- 5 **対象** 市内の幼児教育・保育施設、放課後児童クラブ、認可外保育施設、ファミリーサポートセンターに本年度1箇月以上勤務された、施設長、保育士・幼稚園教諭・支援員、調理員、用務員、事務員など、直接に児童と接する業務に従事した方
- 6 **手続** 該当者からの申請（勤務実態についての園の証明を要する）により、当該個人宛て口座に振り込み給付します。
- 7 **今後の予定** 補正予算成立後、基本的には年度内において、申請、決定を行い、速やかに給付を行います。